

条例第 37 号

宇和島市集会所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市集会所設置条例の一部を改正する条例

宇和島市集会所設置条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
丸穂集会所～和霊公営住宅集会所（略）		丸穂集会所～和霊公営住宅集会所（略）	
<u>朝日町集会所</u>	<u>宇和島市朝日町4丁目1番6号</u>		
築地弁天集会所～坂下津集会所（略）		築地弁天集会所～坂下津集会所（略）	
保手中央集会所	宇和島市保手2丁目9番13号	<u>保手2丁目3丁目集会所</u>	宇和島市保手2丁目9番13号
保手3区集会所	宇和島市保手4丁目1番34号	<u>保手4丁目5丁目集会所</u>	宇和島市保手4丁目1番34号
戎山集会所～小日提集会所（略）		戎山集会所～小日提集会所（略）	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表朝日町集会所の項の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。